

第31回標茶町農業委員会総会会議録

開催年月日 平成28年10月24日（月曜日）

開催場所 標茶町役場議場

○議事日程

- | | | |
|-----|---|----|
| 第1 | 会議録署名委員の指名について | |
| 第2 | 会期決定について | |
| 第3 | 会務報告 | |
| 第4 | 報告第91号 農用地の賃貸借に係る合意解約について | 2件 |
| 第5 | 報告第92号 農用地利用関係調整・あっせん申出に係るあっせん委員の指名について | 2件 |
| 第6 | 報告第93号 農用地譲渡申出に係るあっせん結果について | 1件 |
| 第7 | 議案第143号 現況証明願について | 1件 |
| 第8 | 議案第144号 農業振興地域整備計画の変更について | 2件 |
| 第9 | 議案第145号 農地法第3条の規定による許可申請について | 3件 |
| 第10 | 議案第146号 農用地利用集積計画の作成の要請について | 9件 |

○出席委員（14名）

1番 橘 澄子 君	2番 熊谷 英二 君	3番 甲斐やす子 君
4番 高松 俊男 君	5番 阿部 康徳 君	6番 高橋 政寿 君
8番 佐藤 肇 君	9番 武藤 利勝 君	10番 大泉 義明 君
11番 佐藤 徳市 君	12番 澁谷 洋 君	14番 嶋中 勝 君
15番 鈴木 義次 君	16番 佐瀬日出夫 君	

○議事参与の制限を受けた委員（0名）

○欠席委員（2名）

7番 笛木 眞一 君	13番 山本 志伸 君
------------	-------------

○その他出席者

事務局長 村山 裕次 君	振興係長 若松 務 君
主任 高橋 望 君	主 事 湊谷 省吾 君

(会長 佐瀬日出夫君、議長席に着く。)

◎開会の宣告

○会長(佐瀬日出夫君) 只今から第31回標茶町農業委員会総会を開会致します。

只今の出席委員は14名、欠席2名であります。

よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による定足数に達しておりますので、本総会は成立致しました。

(午前10時07分開会)

◎開会の宣告

○会長(佐瀬日出夫君) 直ちに会議を開きます。

◎会議録署名委員の指名

○会長(佐瀬日出夫君) 日程第1。会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、会議規則第82条の規定により、

11番・佐藤徳市君 12番・澁谷君

を指名致します。

◎会期の決定について

○会長(佐瀬日出夫君) 日程第2。会期決定を議題と致します。

第31回標茶町農業委員会総会の会期は本日1日限りと致したいと思えます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐瀬日出夫君) ご異議ないものと認めます。

よって、本総会の会期は本日1日と決定致しました。

◎会務報告

○会長(佐瀬日出夫君) 日程第3。会務報告を行います。

会務報告は印刷配布のとおりであります。

◎報告第88号

○会長(佐瀬日出夫君) 日程第4。報告第91号、農用地の賃貸借に係る合意解約について、内容2件を議題と致します。

お諮り致します。

番号1から番号2まで内容2件について、審議の都合上一括議題に供したいと思えます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐瀬日出夫君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号1から番号2まで内容2件を一括議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係若松君。

○振興係(若松 務君) はい。

報告第91号についてご説明させていただきます。

農用地の賃貸借に係る合意解約について、農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知があったので報告するものであります。

合意解約の通知があった土地の表示、別紙のとおり2件であります。

番号1。

賃貸人、、さん。

賃借人、、さん。

土地の表示、字栄184-1の内。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、40,147㎡外12筆、合計の面積は278,238㎡。

設定内容は、賃貸借。

契約年月日は、平成25年9月2日。

契約期間は、平成25年9月2日から平成30年9月1日まで。

賃貸借の解約が合意された年月日は、平成28年9月23日であります。

番号2。

賃貸人、、さん。

賃借人、、さん。

土地の表示、字栄184-2の内。

地目、登記簿、牧場。

現況、畑。

面積は、20,256㎡。

設定内容は、賃貸借。

契約年月日は、平成25年9月2日。

契約期間は、平成25年9月2日から平成30年9月1日まで。

賃貸借の解約が合意された年月日は、平成28年9月23日であります。

以上です。

○会長（佐瀬日出夫君）以上をもって、番号1から番号2まで内容2件について事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君）ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君）ご異議ないものと認めます。

以上をもって報告第91号内容2件は報告のとおり承認されました。

◎報告第92号

○会長（佐瀬日出夫君） 日程第5。報告第92号、農用地利用関係調整・あっせん申出に係るあっせん委員の指名について、内容2件を議題と致します。

お諮り致します。

番号1から番号2まで内容2件について審議の都合上一括議題に供したいと思います。
これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐瀬日出夫君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号1から番号2まで内容2件を一括議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係湊谷君。

○農地係(湊谷省吾君) はい。

報告第92号について説明させていただきます。

農用地利用関係調整・あっせん申出に係るあっせん委員の指名について、農用地利用関係調整・あっせん申出に係るあっせん委員を次のとおり指名したので報告するものであります。

指名したあっせん委員については、別紙のとおり2件となっております。

番号1。

あっせん申出者、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXXさん。

申出面積、48.1ha。

指名年月日、平成28年9月30日。

申出の種類、売買。

指名あっせん委員、甲斐委員、佐藤肇委員、大泉委員、嶋中委員。

番号2。

あっせん申出者、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXXさん。

申出面積、62.2ha。

指名年月日、平成28年10月4日。

申出の種類、売買。

指名あっせん委員、橘委員、甲斐委員、武藤委員、佐藤徳市委員。

以上となっております。

○会長(佐瀬日出夫君) 以上をもって、番号1から番号2について内容2件について、事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長(佐瀬日出夫君) ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐瀬日出夫君) ご異議ないものと認めます。

以上をもって報告第92号、内容2件は報告のとおり承認されました。

◎報告第93号

○会長(佐瀬日出夫君) 日程第6。報告第93号、農用地譲渡申出に係るあっせん結果について、内容1件を議題と致します。

番号1を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係湊谷君。

○農地係（湊谷省吾君） はい。

報告第93号について説明させていただきます。

農用地譲渡申出に係るあっせん結果について、次のとおり報告するものであります。

別紙のとおり1件となっております。

番号1。

あっせん譲渡申出者、XXXXXXXXXX、XXXXXXさん。

あっせん委員長、阿部委員。

あっせん委員、笛木委員、澁谷委員、山本委員、鈴木委員。

報告年月日、平成28年5月6日。

譲受人、地番、価格等については下記のとおりとなっております。

土地の所在、字虹別原野363-7。

現況地目、畑。

面積、49,587㎡。

価格、3,472,000円。

譲受人氏名、XXXXXXさん。

予定資金関係は、自己資金となっております。

番号1については、あっせん委員長である阿部委員より、結果の報告をお願い致します。

○会長（佐瀬日出夫君） 5番・阿部君。

○5番（阿部康德君） 5番・阿部です。

報告第93号番号1について報告致します。

4月19日にXXXXXXさんよりあっせんの申出があり、1回目4月20日に笛木委員、澁谷委員、鈴木委員、私と事務局より村山局長、湊谷主事で現地調査を行い、価格を決定し、あっせん委員長に互選された私より、XXXXXXさんに価格を提示したところ、承諾を得ましたので、2回目5月6日に虹別酪農センターにおいて、第2回あっせん委員会を開催し、譲受希望者を調整したところ、XXXXXXさんに決定致しました。

内容については、事務局説明のとおりです。

以上で報告終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号1について事務局の説明、並びににあっせんにあたられました、5番・阿部君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

以上をもって、報告第93号、内容1件は報告のとおり承認されました。

◎議案第143号

○会長（佐瀬日出夫君） 日程第7。議案第143号、現況証明願いについて、内容1件を議題と

致します。

番号1を議題といたします。

事務局より内容説明させます。

振興係長若松君。

○振興係長（若松 務君） はい。

議案第143号について説明させていただきます。

現況証明願について、北海道農地法関係事務処理要領に基づき願出のあった、下記の土地の現況証明願について議決を求めるものであります。

別紙のとおり1件であります。

番号1。

土地の所在、字栄170-9。

登記簿地目、畑。

現況、農地、採草放牧地以外。

面積、1,165㎡。

農地区分は、一般民有地。

利用状況は、宅地。

所有者名は、XXXXXXXXXXさん。

申請者名は、XXXXXXXXXXさん。

調査委員は、甲斐委員、大泉委員、佐藤肇委員、嶋中委員。

調査年月日は、平成28年10月18日であります。

なお、調査結果につきましては甲斐委員より報告願います。

○会長（佐瀬日出夫君） 3番・甲斐君。

○3番（甲斐やす子君） 3番・甲斐です。

議案第143号、番号1について報告致します。

10月11日に調査依頼がありまして、10月18日に調査してまいりました。

調査委員につきましては、大泉委員、佐藤肇委員、嶋中委員、私と事務局からは村山局長、若松係長、湊谷主事と申請者のXXXXXXXXXXさんの案内で現地調査を行いました。

現地の状況は、配布資料の1ページから3ページをご覧ください。

この土地は、現地調査をした結果、農地採草放牧地以外であることを証明します。

詳細につきましては、ただいま事務局の説明のとおりでございます。

以上報告終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号1について事務局の説明並びに、現地調査にあたられました、3番・甲斐君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

以上をもって議案第143号内容1件は原案可決されました。

◎議案第144号

○会長（佐瀬日出夫君） 日程第8。議案第144号、農業振興地域整備計画の変更について、内容2件を議題と致します。

番号1を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係湊谷君。

○農地係（湊谷省吾君）はい。

議案第144号について説明させていただきます。

農業振興地域整備計画の変更について、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2に基づき、標茶町長より意見を求められた下記の件について、意見を求めるものであります。

意見を求められた土地の表示につきましては、別紙のとおり2件となっております。

番号1。

区分、編入。

地番、字上多和47番地6。

現況地目、畑。

面積、14,884㎡の内7,055.30㎡。

事業主体、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXXさん。

土地所有者、XXXXXXXXXXさん。

事業の必要性、緊急性、当該地は農振整備計画から除外されていたが、周辺農用地への集団化を図ることで土地の有効利用にも結びつき、安定した農業経営が確立されるため適地として選定するものであります。

土地選定の理由、当該地は農振整備計画から除外されていたが、周辺農用地への集団化を図ることで土地の有効利用にも結びつき、安定した農業経営が確立されるため適地として選定するものであります。

番号1につきましては、調査委員であります大泉委員に調査の結果について報告願います。

○会長（佐瀬日出夫君） 10番・大泉君。

○10番（大泉 義明君） 10番・大泉。

議案第144号、番号1について報告致します。

4月15日に事務局より調査の依頼があり、4月21日に佐藤肇委員、甲斐委員、嶋中委員と私、事務局より村山局長と湊谷主事で現地調査を行ってまいりました。

申請地は参考資料4ページから7ページに記載されていますのでご覧ください。

この案件は、上多和で農地を所有するXXXXXXXXXXさんが、農振農用地区域外の農地を、農地にすることを標茶町に申請し、その変更が妥当かどうかの意見を町より求められたものであります。

今回の調査の結果、登記地目は畑、現況についても採草放牧地で隣接する農地と一体的に使用することにより効率的に作業できると思われまます。

また周辺農地へ及ぼす被害等の影響は認められず、今回の編入については問題ないと認めます。

以上で報告終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号1について事務局の説明、並びに現地調査にあたられました10番・大泉君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「あり」の声あり)

○会長(佐瀬日出夫君) 8番・佐藤肇君。

○8番(佐藤 肇君) 8番・佐藤です。

ちょっと一点だけ確認したかったのですが、これ昨年あっせんに出た案件だと思うのですが、その時点でこの部分だけが農振から外れていたという事なんですか。

それとも、この部分はあっせんにかかってない案件だったのでしょうか。

確認したいんですけども。

○会長(佐瀬日出夫君) 事務局長・村山君。

○事務局長(村山裕次君) お答えします。

この土地はですね、隣地の部分については、農振の見直しの時にですね、農振から除外されていた土地なんですが、あっせんによって公社案件になったものですから、農地保有合理化事業にのるためには、農振の区域に入ってなければ公社の方で買い入れてくれないという事で、再度編入をさせていただく案件です。

○会長(佐瀬日出夫君) 8番・佐藤肇君。

○8番(佐藤 肇君) この47-6の部分だけが農振から除外されていた、なにか理由があったのでしょうか。

○会長(佐瀬日出夫君) 事務局長・村山君。

○事務局長(村山裕次君) さきほども言ったのですが、現地は一応山林のようをていしてるといふことで、農振から除外されていた案件です。

○会長(佐瀬日出夫君) 8番・佐藤肇君。

○8番(佐藤 肇君) これあの、所有者が申請しなければ外れませんよね普通。

農振から。

○会長(佐瀬日出夫君) 事務局長・村山君。

○事務局長(村山裕次君) 農振から外れる、本人からの申請じゃなくても、山林とかについては農振から外れてる案件も中にはございます。

○会長(佐瀬日出夫君) 8番・佐藤肇君。

○8番(佐藤 肇君) 草地含まれてる訳でしょ。

山林もあるけれど。

○会長(佐瀬日出夫君) 事務局長・村山君。

○事務局長(村山裕次君) 草地の部分は編入されています、最初から。

山林の部分については除外されてたということですね。

○会長(佐瀬日出夫君) 8番・佐藤肇君。

○8番(佐藤 肇君) 公社買いの場合ね、山林については該当にならないんじゃないんですか。

農地以外は。

要するに公社買いの申請しても、山林については買わないと聞いているんで、この手続きが本当に必要なのが疑問なんです。

○会長(佐瀬日出夫君) 事務局長・村山君。

○事務局長(村山裕次君) 今おっしゃられた通り、公社の方では山林は買わないということなんです、この土地は1筆な土地なもんですから、もしこれを公社で買ってもらうとしたら、草地の部分と山林の部分を分筆登記しないと畑の部分だけは買い入れできませんよ、ということなんで、今までもそうなんですけれども、分筆までして登記というのはやっていませんので、1筆の土地を買い上げてもらうのに山林の部分、農振農用地区域から除外されてる部分については、再度農地に

編入していただいて、1筆まるまる公社に買っていただくということです。

○会長（佐瀬日出夫君） 8番・佐藤肇君。

○8番（佐藤 肇君） 了解しました。

他にご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1については原案可決されました。

続いて番号2を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係湊谷君。

○農地係（湊谷省吾君） はい。

番号2。

区分、除外。

地番、字虹別原野391番地8。

現況地目、雑種地。

面積、26,252㎡の内25㎡。

事業計画の名称、携帯電話基地局の設置。

事業主体、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXX

XXXXさん。

事業開始、着手済。

事業の規模等、コンクリート柱等一式。

土地所有者、XXXXさん。

事業の必要性、緊急性、電気通信基地局設備を設置するものであります。

土地選定の理由、当該地は地理的に電波の伝搬に最適であり、周辺には農用地等以外の代替地も無く、周辺農用地等への影響も軽微なことからやむを得ず選定するものであります。

番号2につきまして大泉委員に調査の結果について報告をお願いします。

○会長（佐瀬日出夫君） 10番・大泉君。

○10番（大泉 義明君） 10番・大泉。

議案第144号、番号2について報告致します。

6月30日に事務局より調査の依頼があり、7月21日に笛木委員、鈴木委員と私、事務局より村山局長、湊谷主事で、現地調査を行ってまいりました。

申請地は参考資料の8ページから10ページをご覧ください。

この案件は、XXXXのXXXXXXXXXXが虹別在住のXXXXさんの所有地に、電気通信基地局設備を設置するために、農振農用地区域内の農地を農地以外にすることを、標茶町に申請し、その変更が妥当かどうかの意見を町より求められたものであります。

この除外を受けようとする土地の表示及び状況、また除外しようとする面積は記載のとおり確認しております。

除外しようとする内容及び、目的、計画についても記載のとおり確認しております。

除外面積につきましては、電気通信基地局建設としては妥当な面積と判断いたします。

周辺には、農地等以外の代替地もなく、周辺農地へ等の影響もないことから、この除外についてはやむを得ないと判断いたしました。

以上で報告終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号2について事務局の説明、並びに現地調査にあたられました10番・大泉君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号2については原案可決されました。

以上をもって、議案第144号、内容2件は原案可決されました。

◎議案第145号

○会長（佐瀬日出夫君） 日程第9。議案第145号、農地法第3条の規定による許可申請について内容3件を議題と致します。

番号1を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係湊谷君。

○農地係（湊谷省吾君） はい。

議案第145号について説明させていただきます。

農地法第3条の規定による許可申請について、農地法第3条の規定による農地等の権利移転（設定）の許可申請があった下記の件について、議決を求めるものであります。

許可を受けようとする土地の表示については、別紙のとおり3件となっております。

番号1。

貸付人、、さん。

借受人、、さん。

土地の所在、字西熊牛原野9-1の内。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、20,164㎡外20筆、合計の面積は627,825㎡となっております。

契約の種類、使用貸借（許可日から30年）。

権利移転（設定）の理由、貸付人が経営移譲をするため、借受人が経営を引き継ぐためとなっております。

世帯員又は構成員については、両者とも3名となっております。

畑につきましては、貸付人が627,825㎡、借受人が199,725㎡となっております。

経営の状況につきましては、省略させていただきます。

番号1につきましては、調査委員を嶋中委員に依頼しておりますので、報告をお願いしたいと思います。

○会長（佐瀬日出夫君） 14番・嶋中君。

○14番（嶋中 勝君） 14番・嶋中。

議案第145号、番号1について報告致します。

10月12日付けで調査依頼があり、10月16日に調査してまいりました。

許可を受けようとする土地の表示及び状況は記載のとおり確認致しました。

貸主の■■■■さんは、長男の■■■■さんに土地を使用貸借し、農業者年金を受給するため今回の申請となりました。

権利を設定する息子さんの世帯員、所有地及び土地の状況は記載のとおり確認しました。

家族間での貸借ですので、息子さんが土地を取得後、この農地すべての耕作を行い、農作業に常時従事し効率的に利用することは見込めると判断します。

息子さんの耕作する面積は約82haとなりますので、下限面積要件は満たしております。

今回の申請は、父親の所有地をそのまま引き継ぐのでこれまで同様、周辺農地への影響は少なく効率的に利用されると認められます。

これら調査の結果から、農地法第3条第2項の各要件を満たしており、許可については妥当と判断致します。

以上報告終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号1について事務局の説明、並びに現地調査にあたられたました14番・嶋中君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1は原案可決されました。

続いて番号2を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係湊谷君。

○農地係（湊谷省吾君） はい。

番号2。

貸付人、■■■■、■■■■さん。

借受人、■■■■、■■■■さん。

土地の所在、字西熊牛原野西5線103。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、7,001㎡外22筆、合計の面積が841,516㎡となっております。

契約の種類、使用貸借（許可日から20年）。

権利移転（設定）の理由、貸付人が長男に経営移譲をするため、借受人が経営移譲を受け営農を引き継ぐためとなっております。

世帯員、構成員については、3名となっております。

畑につきましては、貸付人が841,516㎡となっております。

経営の状況につきましては、省略させていただきます。

番号2につきましては、調査を嶋中委員に依頼しておりますので、報告をお願いしたいと思います。

○会長（佐瀬日出夫君） 14番・嶋中君。

○14番（嶋中 勝君） 14番・嶋中。

議案第145号、番号2について報告致します。

10月12日付けで調査依頼があり、10月16日に調査してまいりました。

貸主の[]さんは、農業者年金を受給し、後継者の長男に土地を使用貸借により経営を譲渡するため今回の申請となりました。

権利を設定する息子さんの世帯員、所有地及び土地の状況は記載のとおり確認しました。

家族間での経営移譲ですので、息子さんが申請地を取得後、この農地においてすべて耕作を行い、農作業に常時従事し効率的に利用すると見込めると判断します。

息子さんの耕作する農地面積は約84haとなりますので、下限面積要件は満たしております。

今回の申請地は、父親の所有地をそのまま引き継ぐのでこれまで同様、周辺農地への影響はなく効率的に利用されると認められます。

これらの調査の結果から、農地法第3条第2項の各要件を満たしておりますので、許可については妥当と判断致します。

以上報告終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号2について事務局の説明、並びに現地調査にあられたました14番・嶋中君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号2は原案可決されました。

続いて番号3を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係湊谷君。

○農地係（湊谷省吾君） はい。

番号3。

貸付人、[]さん。

借受人、[]さん。

土地の所在、字西標茶12-1の内。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、60,484㎡外53筆、合計の面積が830,296㎡。

契約の種類、使用貸借（許可日から20年）。

権利移転（設定）の理由、貸付人が次男に経営移譲をするため、借受人が経営移譲を受け営農を引き継ぐため。

世帯員又は構成員については、3名。

畑につきましては、貸付人が830,296㎡となっております。

経営の状況につきましては、省略させていただきます。

番号3につきましては、調査委員を熊谷委員に依頼しておりますので、報告をお願いしたいと思います。

○会長（佐瀬日出夫君） 2番・熊谷君。

○2番（熊谷英二君） 2番・熊谷。

議案第145号、番号3について報告致します。

10月12日付けで調査依頼がありまして、10月17日に調査してまいりました。

許可を受けようとする土地の表示及び状況は記載のとおり確認致しました。

貸主の■■■■さんは、農業者年金を受給し、後継者であります息子さんの■■■■さんに使用貸借により経営を譲渡するため今回の申請となりました。

権利を設定する■■■■さんの世帯員、所有地及び経営地の状況は記載のとおり確認しました。

家族間での経営移譲でありますので、■■■■さんが申請地を取得後、この農地すべてについて耕作を行い、農作業に常時従事し効率的に利用することが見込めると判断します。

■■■■さんの耕作する農地面積は約83haとなりますので、下限面積要件は満たしております。

今回の申請地は、父親から所有地をそのまま引き継ぐのでこれまで同様に、周辺農地への影響はなく効率的に利用されると認められます。

これらの調査の結果から、農地法第3条第2項の各要件を満たしておりますので、許可については妥当と判断致します。

以上で報告終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号3について事務局の説明、並びに現地調査にあたられたました2番・熊谷君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号3は原案可決されました。

以上をもって議案第145号、内容3件は原案可決されました。

◎議案第146号

○会長（佐瀬日出夫君） 日程第10。議案第146号、農用地利用集積計画の作成の要請について、内容9件を議題と致します。

お諮り致します。

番号1から番号2まで内容2件について審議の都合上一括議題に供したいと思っております。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長(佐瀬日出夫君) ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐瀬日出夫君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号1から番号2まで内容2件については原案可決されました。

続いて番号3を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長若松君。

○振興係長(若松 務君) はい。

番号3について説明させていただきます。

利用権の設定等を受ける者、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXXさん。

利用権の設定等をする者、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXXさん。

土地の所在、字西熊牛原野5-1。

地目、登記簿、牧場。

現況、畑。

面積、61,241㎡外5筆、合計の面積は117,559㎡です。

利用権設定等の種類は、賃借権の設定。

利用権設定等の内容は、普通畑及び採放地。

成立する法律関係は、賃貸借。

利用権の期間は、平成28年10月26日から平成38年10月25日まで。

土地の引渡時期は、平成28年10月26日。

金額は、年間260,000円。

支払方法は、毎年10月末日までに指定口座振込みとなっております。

なお番号3につきましては、嶋中委員に現地調査を依頼しておりますので、調査結果について報告願います。

○会長(佐瀬日出夫君) 14番・嶋中君。

○14番(嶋中 勝君) 14番・嶋中。

議案第146号、番号3について報告致します。

10月11日付けで調査依頼があり、10月17日に調査してまいりました。

利用権設定等の農地については、継続であり記載のとおり確認しております。

貸主のXXXXXXXXXXさんは、相手方要望のため農地を賃貸するものです。

借主のXXXXXXXXXXさんは、農地を借受け粗飼料の確保ということです。

この賃貸契約については、借受者は認定農業者となっており、農用地の全てを効率的に利用し耕作を行い、農作業に常時従事すると認められます。

従って、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし適格であると判断致しました。

詳細につきましては、事務局説明のとおりです。

以上報告終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号3について事務局の説明、並びに現地調査にあられました14番・嶋中君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号3については原案可決されました。

お諮り致します。

番号4から番号7まで内容4件について審議の都合上一括議題に供したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号4から番号7まで内容4件を一括議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長若松君。

○振興係長（若松 務君） はい。

番号4についてご説明させていただきます。

利用権の設定等を受ける者、

さん。

利用権の設定等をする者、

さん。

土地の所在、字塘路321-2の内。

地目、登記簿、牧場。

現況、畑。

面積、147,803㎡外2筆、合計の面積が235,198㎡です。

利用権設定等の種類は、賃借権の設定。

利用権設定等の内容は、普通畑。

成立する法律関係は、賃貸借。

利用権の期間は、平成28年11月1日から平成38年10月31日まで。

土地の引渡時期は、平成28年11月1日。

金額は、年間705,000円。

支払方法は、毎月10月末日までに指定口座振込みとなっております。

なお、番号5から番号7まで、利用権の設定等をする者、利用権設定等の種類、利用権設定等の内容、成立する法律関係、利用権の期間、支払方法が番号4と同じでありますので説明を省略させていただきます。

番号5。

利用権の設定等を受ける者、

さん。

土地の所在、字塘路 319-11 の内。

地目、登記簿、牧場。

現況、畑。

面積、12,037㎡外2筆、合計の面積は131,099㎡。

金額は、年間393,000円。

番号6。

利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]、[REDACTED]さん。

土地の所在、字阿歴内26-1の内。

地目、登記簿、現況共に、畑。

面積、162,926㎡。

金額は、年間488,000円。

番号7。

利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]、[REDACTED]

[REDACTED]さん。

土地の所在、字阿歴内354-1の内。

地目、登記簿、牧場。

現況、畑。

面積、177,234㎡外2筆、合計の面積は215,755㎡。

金額は、年間647,000円となっております。

なお番号4から番号7につきましては、橘委員、甲斐委員に現地調査を依頼しております。

橘委員より調査結果について報告願います。

○会長（佐瀬日出夫君） 1番・橘君。

○1番（橘 澄子君） 1番・橘です。

議案第146号番号4、5、6、7について報告致します。

10月11日付けで事務局より調査依頼がありまして、10月14日に現地調査を行ってまいりました。

利用権設定等の農地については、新規の賃貸借契約であり、記載のとおりと確認しております。

貸主の [REDACTED]さんは、相手方の希望により農地を貸付するものです。

借主の [REDACTED]さん、[REDACTED]さん、[REDACTED]

[REDACTED]さん、[REDACTED]さん、[REDACTED]さんは、農地を借受け粗飼料の確保を図るということでした。

この貸借契約については、借受者は認定農業者となっており、農用地の全てを効率的に利用して耕作を行い、農作業に常時従事すると認められます。

従って、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし適格であると判断致しました。

詳細につきましては、事務局説明のとおりです。

以上報告終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号4から番号7まで内容4件について事務局の説明、並びに現地調査にあたられました1番・橘君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長(佐瀬日出夫君) ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐瀬日出夫君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号8については原案可決されました。

続いて番号9を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長若松君。

○会長(佐瀬日出夫君) 休憩致します。

休憩 午前10時56分

再開 午前10時58分

○会長(佐瀬日出夫君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

振興係長若松君。

○振興係長(若松 務君) はい。

番号9について説明させていただきます。

利用権の設定等を受ける者、
さん。

利用権の設定等をする者、
さん。

土地の所在は、字標茶684-1の内。

地目、登記簿、現況共に、畑。

面積は、3,547㎡外2筆、合計の面積は104,719㎡。

利用権設定等の種類は、賃借権の設定。

利用権設定等の内容は、普通畑。

成立する法律関係は、賃貸借。

利用権の期間は、平成28年10月26日から平成38年10月25日まで。

土地の引渡時期は、平成28年10月26日。

金額は、年間319,000円。

支払方法は、毎年12月20日までに指定口座振込みとなっております。

なお番号9につきましては、農地中間管理事業の案件のため、改めての現地調査は行っておりません。

以上です。

○会長(佐瀬日出夫君) 以上をもって番号9について事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長(佐瀬日出夫君) ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号9については原案可決されました。

以上をもって、議案第146号、内容9件は原案可決されました

◎閉議の宣告

○会長（佐瀬日出夫君） これをもちまして、第31回標茶町農業委員会総会に付議されました案件の審議は、全部終了致しました。

◎閉会の宣告

○会長（佐瀬日出夫君） 第31回標茶町農業委員会総会を閉会致します。

どうもご苦労さまでした。

(午前11時00分閉会)